

静岡年金裁判に勝利する会

(年金引下げ違憲訴訟に勝利する静岡の会)

ニ ュ ー ス

20-1 2020年11月16日

発行者 静岡年金裁判に勝利する会

事務局 全日本年金者組合静岡県本部

編集者 岡村雄馬

Tel・/fax 054-202-3115

静岡年金裁判 傍聴に来て下さい 証人尋問です。 第19回口頭弁論(10月13日(火))で申請した証人が決定!

この「静岡年金裁判」は、全日本年金者組合静岡県本部の組合員55人が、2013年10月分から年金が1%引き下げられたことは、『憲法13条の「幸福追求権」、憲法25条の「健康で文化的な最低限の生活を保障する権利」、憲法29条の「財産権」に違反する。』として、減額分の支払いを求めた(提訴 201

5年6月30日)裁判です。全国でも5000人を超える原告が提訴しています。

去る、10月13日(火)15時30分から開廷された第19回口頭弁論で、原告側が申請した「証人」11名中10人が採用されました。

しかし、被告側の「年金削減を行った当時の香取年金局長」の証人申請は却下されました。

第20回口頭弁論

日時 2020年11月20日(金)10時30分~16時まで

場所 静岡地方裁判所2階 201号法廷(9時50分から傍聴券配布)

集合時間 午前の部 9時30分 午後の部 12時00分

報告集会 時間 午前の部 12時00分~ 午後の部 16時30分

場所 静岡弁護士会館・静岡地方裁判所内

* 弁護士から裁判の内容報告及び証人からの感想・傍聴者からの発言

* 参加できる方は、事前に連絡して下さい。

第20回口頭弁論は、11月20日(金)10時30分から静岡地方裁判所2階201号法廷で行われます。

証人尋問の予定は、下記のとおりです。

日程 午前の部 10:30~12:00

中澤秀一(静岡県立大学準教授)

市村直之(現役労働者自交総連)

武藤弥生(新日本婦人の会県本部)

午後の部 13:15~16:30

原告 年金者組合員

土屋芳久(富士) 山村欽一郎(島田)

塚平勝司(三島) 永田康久(富士宮)

田代元一(静岡) 佐藤利保(清水)

伊藤壽勇(浜北)

是非、多くの皆さんの傍聴をお願いします。

そして、「静岡年金裁判」を支援して下さい。

◎ 静岡年金裁判への「募金・カンパ」をお願いします。

◎ 年金者組合に入って「楽しみ7分、活動3分で、
安心した老後を共に創り、楽しみましょう！」

静岡県内に「市」を中心に20支部あります。

月組合費 公的年金の0.4%(月年金10万円の人 400円)



問合せ先 全日本年金者組合静岡県本部 静岡年金裁判に勝利する会

事務局 〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1

セキスイハイムビルディング7F 静岡自治労連内

Tel・/fax 054-202-3115 E-mail nenkinshizu@wave.wbs.ne.jp

静岡年金裁判に勝利する会への入会を歓迎します

年会費 団体1口1,000円、個人1口500円

「年金引き下げ違憲訴訟に勝利する静岡の会」 会則

1. 名称 この会は「年金引き下げ違憲訴訟に勝利する静岡の会」と言い、略称を「静岡年金裁判に勝利する会」とします。
2. 所在地 この会の事務所を、「全日本年金者組合静岡県本部」内に置きます。
〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1
セキスイハイムビルディング7F 静岡県評内
T e l ・ f a x 054-202-3115
E-mail nenkinshizu@wave.wbs.ne.jp
3. 目的 この会は、若い人も高齢者も安心できる年金制度をめざし「年金引き下げ違憲訴訟」に勝利することを目的とします。
4. 活動 上記の目的達成のために、次の活動に取り組みます。
① 裁判を傍聴します。
② 年金削減反対の世論づくりとその運動を進めます。
③ 勝利するための会員を拡げます。
④ その他裁判に必要な活動
5. 会の構成 この会は、趣旨に賛同し他団体、個人で構成します。
6. 役員 この会に次の役員を置きます。
代表委員 若干名 幹事 若干名 事務局長 1名、事務局員 若干名
会計監査 2名、
7. 会議 この会は、総会、幹事会、事務局会議を置いて運営します。
総会は原則として年1回開催します。
8. 会計 この会の会計年度は、4月～翌年3月までとし、年会費・事業収入および寄付金等で賄います。
年会費は、団体1口1千円、個人1口500円とします。
- 附 則 1、この規約は、2015年12月7日より施行します。
2、この会則は、2016年9月3日より施行します。

静岡年金裁判への「募金・カンパ」もお願いします

「年会費」又は「静岡年金裁判募金・カンパ」の振込は、下記の口座へお願いします。

銀行名	静岡県労働金庫本店営業部	店番号	401
口座番号	4543930	会員番号	0090100
名義人	静岡年金裁判に勝利する会 事務局長 岡村 雄馬		

キ リ ト リ 線

「年金引き下げ違憲訴訟に勝利する静岡の会」入会申込書

「年金引き下げ違憲訴訟に勝利する静岡の会」の会則に賛同し、下記のとおり、入会します。

区分	団体名・氏名	住所（連絡先）	加入口数又はカンパ・金額
団体			加入口数（ ）口 金額（ ）円
個人		電話番号 — —	募金・カンパ 金額（ ）円

「静岡年金裁判募金」へのご協力をお願い

「静岡年金裁判」は、2015年（平成27）6月30日に静岡地方裁判所に提訴してから早5年目が経過し、去る10月13日に、第19回口頭弁論が終わりました。

本件訴訟は、直接的には2013（平成25）年10月から実施された1%の年金減額の違法性・違憲性を争うものですが、同時に、年金者組合が全国各地裁に一斉に提訴したことは、国の年金政策を改めさせる国民的な論議を巻き起こし、現在の際限ない年金引き下げの流れを変え、最低保障年金制度の確立とマクロ経済スライドの廃止によって、憲法25条が掲げる国民の社会保障への権利を実現し、国の社会保障義務を果たさせることを求めています。

これまでの口頭弁論を通じて全国でも、静岡県でも次のことが争点となっています。

第1に国は自由に年金支給額を引き下げることができるのか？

第2に公的年金は「健康で文化的な最低限の生活」を保障しなくてもよいのか？

第3に年金減額は年金受給権の侵害ではないのか？

国はこの裁判で、公的年金だけで健康で文化的な生活を送ることはできない高齢者がいることは認めつつ、「憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活」は、社会保険法、社会福祉法、その他の社会保障制度全体を通じて保障されるべきもので、国民年金法のみで保障されるものではないとして、「年金だけで生活できなければ、『生活保護』を受ければ良い。」と主張しています。

2019年夏の参議院議員選挙では、65歳と60歳の高齢者夫婦が90歳までの老後を過ごすためには、「年金だけでは生活が出来無いため、約2000万円の貯金が必要」と言う「金融庁」の報告もあり、「年金問題」が大きな争点となって来ました。

これまで、静岡県立大学短期大学部中澤秀一準教授の「高齢者の標準生計費と高齢者の生活実態」の意見書も提出しました。2019年10月11日（金）に開廷された第15回の口頭弁論では、「女性の年金がなぜこんなにも低いのか？」の「準備書面」を用意して、法廷に臨みました。

2020年11月20日（金）10時30分から開廷される第20回の口頭弁論は、原告側が申請した証人の尋問が行われます。静岡県立大学短期大学部中澤秀一準教授をはじめ、現役労働者、年金を低く抑えられている女性、原告となっている年金者組合員の証人尋問が行われます。

このような中、引き続きこの「年金裁判」を維持していくためには、「資金」が無くては対応できません。これまで、「年金裁判募金」は、年金者組合員一人1コイン（500円）を基本とし、応能負担でお願いし、他の団体からの募金も寄せられて、この4年間で4,100,525円が静岡県本部へ寄せられ、中央本部へ送付して来ました。

そして、中央本部は、全国運動の展開のために弁護士への謝礼、チラシ等の作成を行い、各県の運動は、中央本部からの還元金を基に進めて来ました。静岡県本部には、この4年間で1,481,136円の還元金が送られて来ました。この、還元金を元に19回の口頭弁論、弁護団会議、学習会等の参加者の「交通費」を主に支出して来ました。

その為、今年につきましても、年金者組合員一人1コイン（500円）を基本とし、応能負担でお願いしていますが、他の多くの団体からも、ご協力をよろしく申し上げます。

2020年11月吉日

全日本年金者組合静岡県本部	委員長	佐藤 利保
	副委員長	塚平 勝司（三島支部・東部ブロック責任者）
	副委員長	田代 元一（静岡支部・中部ブロック責任者）
	副委員長	伊藤 寿勇（浜北支部・西部ブロック責任者）
	事務局長	岡村 雄馬（静岡支部）

